

(答申第48号)

答 申

次の事項は、個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項（岐阜県個人情報保護条例第7条第1項第5号及び第6号）として適当と認める。

○個人情報の目的外利用・提供禁止原則の適用除外事項（個別事項）

事務の名称	個人の類型	個人情報の提供先	提供する個人情報の内容	目的外に提供する理由
<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルス感染症患者（以下単に「患者」という。）及び患者の濃厚接触者（以下単に「濃厚接触者」という。）のための避難場所（以下「専用避難所等」という。）の確保事務・ 患者及び濃厚接触者への避難指示事務	<ul style="list-style-type: none">・ 患者及びその保護者・ 濃厚接触者及びその保護者	<ul style="list-style-type: none">・ 患者及び濃厚接触者の居住する市町村の防災担当部署・ 患者及び濃厚接触者の居住する市町村を所管する県事務所	<ul style="list-style-type: none">・ 患者及びその保護者の住所、居所、氏名、年代、性別、連絡先、災害時の避難場所・ 濃厚接触者及びその保護者の住所、居所、氏名、年代、性別、連絡先、災害時の避難場所、濃厚接触者に係る健康観察期間の始期及び終期	<p>災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づく避難所の設置は、市町村長の責務とされている。コロナ禍において、市町村長は、避難所における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、管内の患者及び濃厚接触者等の人数や状況等を踏まえ、平時から専用避難所等の確保及び本人への専用避難所情報等の伝達を行っておく必要がある。</p> <p>そのため、県が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第15条第1項に基づき収集した患者及び濃厚接触者等の個人情報を、市町村の防災担当部署及びその支援を行う県事務所へ事務に必要な限度で提供し、利用してもらう必要がある。</p> <p>なお、本人から同意を得られた者の個人情報のみを提供するのでは、避難所における感染拡大防止の目的を達成することができない。</p>